

○経済産業省告示第二百九十四号
 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第二号の規定に基づき、平成二十八年経済産業省告示第四号（中小企業信用保険法第二条第五項第二号の事業活動の制限を指定し、事由を定める件）を次のように改正する。
 平成二十九年十二月二十八日
 経済産業大臣 世耕 弘成

1 事業活動の制限
 ロシア連邦排他的経済水域におけるさけ・ます類の流し網漁業の禁止に伴い当該漁業を営む者（以下「特定漁業者」という。）が平成二十八年一月一日から実施している当該漁業の操業の制限
 2 事由
 次のいずれかに該当する中小企業者の、1の事業活動の制限が開始された日以降、いずれか一月間の売上高、販売数量等の減少率の実績が過去四年間における各年のいずれかの同月比十パーセント以上であり、かつ、その後の二月を含む三月間の売上高、販売数量等の減少率の実績又は見込みが過去四年間における各年のいずれかの同期比十パーセント以上であること
 一 特定漁業者と直接的に取引を行っており、かつ、特定漁業者の事業活動に二十パーセント以上依存している中小企業者
 二 特定漁業者と間接的に取引を行っており、かつ、特定漁業者の事業活動に二十パーセント以上依存している中小企業者
 三 北海道根室市に事業所を有する中小企業者

3 指定期間
 平成二十八年一月一日から平成三十年六月三十日まで
 ○国土交通省告示第千二百二二号
 モーターボート競走法施行規則（昭和二十六年運輸省令第五十九号）第十五条第一項ただし書及び同項第一号の規定に基づき、平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの一競走場当たりの年間開催回数及び年間開催回数並びに一施行者当たりの年間開催回数を定める告示（平成二十九年国土交通省告示第五十五号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。
 平成二十九年十二月二十八日
 国土交通大臣臨時代理 齋藤 健

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | | | | 改正前 | | | |
|--------------------------|--------|--------|--------|--------------------------|--------|--------|--------|
| 一 一競走場当たりの年間開催回数及び年間開催回数 | | | | 一 一競走場当たりの年間開催回数及び年間開催回数 | | | |
| 競走場名 | 年間開催回数 | 年間開催回数 | 年間開催回数 | 競走場名 | 年間開催回数 | 年間開催回数 | 年間開催回数 |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 平和島競走場 | 百八十六日 | (略) | (略) | 平和島競走場 | 百八十日 | (略) | (略) |

○国土交通省告示第千二百三三三号
 自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第七十七条第三項の規定に基づき、自動車損害賠償保障法第七十七条第一項の規定に基づき業務の一部の委託を受けた保険会社又は組合の名称を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。
 平成二十九年十二月二十八日
 国土交通大臣臨時代理 齋藤 健

自動車損害賠償保障法第七十七条第一項の規定に基づき業務の一部の委託を受けた保険会社又は組合の名称を定める告示の一部を改正する告示
 自動車損害賠償保障法第七十七条第一項の規定に基づき業務の一部の委託を受けた保険会社又は組合の名称を定める告示（平成二十六年国土交通省告示第八百七十二号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄及び改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| 自動車損害賠償保障法第七十七条第一項の規定に基づき業務の一部の委託を受けた保険会社又は組合の名称は、次のとおりとする。 一・二 (略) 三 AIG損害保険株式会社 四 〇一 (略) (削除) 十二 〇七 (略) | 自動車損害賠償保障法第七十七条第一項の規定に基づき業務の一部の委託を受けた保険会社又は組合の名称は、次のとおりとする。 一・二 (略) (新設) 三 〇一 (略) 四 〇一 (略) 十一 富士火災海上保険株式会社 十二 〇七 (略) |

この告示は、平成三十年一月一日から施行する。
 ○国土交通省告示第千二百四四号
 道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）第十一条の規定に基づき、料金を徴収しない車両を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。
 平成二十九年十二月二十八日
 国土交通大臣臨時代理 齋藤 健

料金を徴収しない車両を定める告示の一部を改正する告示
 料金を徴収しない車両を定める告示（平成十七年国土交通省告示第千六百五十五号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）第十一条の規定により、料金を徴収しない車両を定める告示を次のように定める。 料金を徴収しない車両を定める告示 道路整備特別措置法施行令第十一条の国土交通大臣が定める料金を徴収しない車両は、次に掲げるものとする。 一 〇七 (略) | 道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）第十一条の規定により、料金を徴収しない車両を定める告示を次のように定める。 料金を徴収しない車両を定める告示 道路整備特別措置法施行令第十一条の国土交通大臣が定める料金を徴収しない車両は、次に掲げるものとする。 一 〇七 (略) |